



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	産業国有化政策に関する一考察:イギリス公企業論の思想的系譜
Author(s)	中村, 太和
Citation	北海道大學 経済学研究, 24(2), 293-330
Issue Date	1974-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31291
Type	departmental bulletin paper
File Information	24(2)_P293-330.pdf



産業国有化政策に関する一考察

—— イギリス公企業論の思想的系譜 ——

中 村 太 和

目 次

序

- I フェビアン主義の公有論
- II フェビアン主義とギルド社会主義
- III フェビアン主義とケインズ主義

結 び

序

1945年の総選挙で初めて絶対多数を獲得して政権についた労働党は、その公約にもとづいて一連の産業国有化政策を実行に移した。その主要なものは以下のとおりである。

1946年 イングランド銀行

1947年 石炭

1948年 鉄道、電力

1949年 ガス

1951年 鉄鋼

国有化産業の理事会構成、労使関係、補償、投資政策などの実態分析についてはかなり研究が進んでいるが¹⁾、労働党がいかなる社会主義論、国有化論にもとづいて国有化政策を実行したのかについては十分に解明されてはいないと思われる。第二次大戦後の産業国有化が、資本主義体制内の国有化として実行された以上、独占資本の根幹にふれるものではなく、かえってその蓄積補強に利用されたことについては諸研究が明らかにしている所であるが²⁾、

その実践主体が、社会主義を標榜する労働党であり、労働運動が長い国有化闘争の歴史を持つことを考えれば、その国有化思想の明確化が重要な課題として提起されよう。この点は、とりわけ鉄鋼国有化において問題となる所であり、独占資本の強力な反鉄鋼国有化キャンペーンと下部労働者の国有化要求の対抗の中で実行され、1951年の保守党の政権復帰と共に国有解除されるという経過をたどっている。³⁾

労働党が産業国有化政策を明確に綱領化したのは、1918年綱領の第4項においてであるが、そこでは、「生産手段の公有 (common ownership) と民衆的管理、統制 (popular administration and control)」を党目的に掲げ、更に、それに付随する『労働党と新社会秩序 (Labour and the New Social Order)』において、即時国有化すべき産業として鉄道、鉱山、電力生産、生命保険を列举している。

これらは、フェビアン協会 (Fabian Society) のウェッブ (S. Webb) の指導の下に起草されたものであり、それ故、労働党国有化論の主要形成者としてウェッブが位置づけられ、第二次大戦後の国有化政策も彼の理論のもと⁴⁾について実行されたというのが通説的理解のようである。勿論、労働党国有化論の形成におけるウェッブの役割は非常に大きいものであり、1918年綱領においては彼の考えが主流をなしていたことは疑いないが、それを第二次大戦後の国有化政策にまで拡大することには大きな疑問がある。

周知のとおり、1929年恐慌以後「自動回復力」を喪失した資本主義は、経済への国家の大規模な介入により不況克服をはかっていくが、その中でケインズ理論が大きくクローズ、アップされてくる。労働党国有化論もその影響を受けて大きく変質していくのであり、ウェッブにあった私的所有の廃止——社会主義という「所有」視角は放棄され、代って、失業救済、投資の「社会化」のためのケインズ政策の一翼として国有化が位置づけられるに至る。従来の労働党国有化論は、「イギリス社会主義」の特殊性＝フェビアン主義との関連で問題にする視角が中心であったが、イギリス独占資本主義＝ケインズ主義との関連でとらえ直す視角が必要と思われる。⁵⁾ とはいえ、両者は全く異

質なものというのではなくフェビアンがケインズ理論を独自の形で自己の理論に組入れたものであり、1930年以降の労働党国有化論の変質と同時に、それに至るフェビアン理論の内在的要因、フェビアン理論とケインズ理論の関係を明らかにすることにより、労働党国有化論の基本的性格を解明することが本稿の課題である。

- 1) cf., D. N. Chester: The Nationalised Industries, 1946, R. kelf-Cohen: Nationalisation in Britain. The End of Dogma. 1961, S. D. Spero: Labour Relations in British Nationalized Industry. 1955, W. A. Robson: Problems of Nationalized Industry. 1952, 吉武清彦: 『イギリス産業国有化政策論』, 日本評論社, 昭和43年, 布目真生: 『英国国有化産業の研究』, 東洋経済新報社, 昭和37年, 山本政一: 『英国国有化企業経営論』, 千倉書房, 昭和39年, 遠山嘉博: 『イギリス産業国有化論』, ミネルヴァ書房, 昭和48年。
- 2) cf., H. Fagan: Nationalization 1960, (佐藤昇訳, 『現代資本主義と国有化』 合同出版, 1961), J. R. Campbel: Some Economic Illusions in the Labour Movement, 1958年, (中林賢二郎訳, 『新資本主義の幻想』, 合同出版, 1959), C. Jenkins: Power at the Top—A Critical Survey of the Nationalised Industries—, 1959 J. Hughes: Nationalized Industries in the Mixed Economy, in, Fabian Tract 328, I. Foighel: Nationalization and Compensation, 1964, 寺尾晃洋: 『独立採算制批判』, 法律文化社, 1965年, 小谷義次: 『福祉国家論』, 筑摩書房, 1966年, 奥泉清: 「国有化による独占と寄生性の展開について」, 東北大『経済学』第24巻第1号 「イギリス社会民主主義の国有化政策批判」, 桃山学院大『経済学論集』第6巻第2号, 入江節次郎: 「戦後英国産業国有化必然性の基本的契機」, 同志社大『経済学論叢』第5巻第4号, 第6巻第3号, 辻和夫: 「国有企業経営管理論序説——英国公共企業体の研究——」, 『立命館経済学』第7巻第5号, 第6号。
- 3) その間の、労働党、保守党、労働組合の動きについては、G. W. Ross: The Nationalisation of Steel, 1965に詳しい記述がある。
- 4) 例えば、R. kelf-Cohen: Twenty Years of Nationalisation, 1969, Chap. 1, 遠山嘉博: 前掲書, 87—88ページ, 布目真生: 前掲書, 9—11ページ。
- 5) 国有化論におけるケインズ主義の影響を重視するものとして、J. Eaton: Marx against Keynes, A Reply to Mr. Morrison's "Socialism". 1951, 寺尾晃洋: 「労働党の政策体系について——主として産業国有化に視点を置いて——」, 京大『経済論叢』第75巻第3号, 吉武清彦: 前掲書などがあるが、ケインズ理論が、「イギリス社会主義」と呼ばれるものとのどのような関係にあるのか解明されていない点で不十分である。

I フェビアン主義の公有論

1873年から始まる「大不況」を境に、イギリスの世界市場支配——「工業独占」は崩壊を始め、イギリスは新興資本主義国たるアメリカ、ドイツからの厳しい競争に直面した。かくて、「工業独占」にもとづく超過利潤の一部を分配され、「ブルジョア化したプロレタリアート」と規定されたイギリス労働者階級の中にも新しい潮流、即ち労働運動における「新組合主義」と政治運動における「社会主義の復活」が舞台に登場してきた。

1884年には、マルクス主義を基本理念とする社会民主連盟 (Social Democratic Federation) とそれに対抗するフェビアン協会が成立し、労働運動においては、それまで支配的地位を占めてきた職能別組合が、機械化の進展による熟練労働の意義の低下と失業問題の激化に直面してその限界を露呈し、代って1889年のドック、ストライキを契機に、不熟練労働者を中心とする新組合主義が勢力を伸ばしてくる。それは、不熟練労働者を組織する必要上、技能独占に基礎をおく職能別組合の形態はとりえず、労働者の移動性に対応して一般組合という形態をとったが、¹⁾ 要求獲得のためストライキをその戦術とした。八時間労働制と最低賃金制の確立が中心スローガンであったが、「労働時間の²⁾ 一般的制限の達成は『立法的干渉』を必要」とするのであり、労働市場への国家規制が要求されてくる。その政治的表現が、「独立労働」——独立した労働者政党結成の運動であり、1893年の独立労働党 (Independent Labour Party)、1900年の労働代表委員会 (Labour Representation Committee) に結実するが、その意味で独立労働党は、「労働組合の政治的半身以外の何物でもなかった」³⁾。

では、独立労働党の結成にリーダー・シップをとった主体は何であったか？ 新組合主義運動を指導したトム・マン (Tom Mann)、ジョン・バーンズ (John Burns) らは社会民主連盟に属し、これら社会主義者は運動に大きな影響力を持ったが、彼らは「個人として行動したのであって、明確な政策をもった党あるいは集団のメンバーとして行動したのでな」⁴⁾ く、社会民主連盟

の議長ハインドマン (H. M. Hyndman) に至っては、「労働組合はかつて強力であったし、今日もなおある程度強力ではあるが、組合員は全勤労人民のほんの一部を占めているにすぎない。彼らは事実上労働貴族を形成し、迫りくる激しい闘争にてらしてみるとき、組合員はプロレタリアートの完全な組織化の妨げになっていると言わざるをえない⁵⁾」として労働組合の日常闘争を否定していた。1901年の労働代表委員会大会において、社会民主連盟は、「社会主義」と「階級闘争」概念の拒否を不満として労働代表委員会から脱退し、労働運動への影響力を大きく失うことになった。

では、フェビアン協会がリーダー・シップをとったのであろうか？大陸に比べて、イギリスにマルクス主義が発展しなかった理由として、思想闘争におけるフェビアン主義の優位性が言われ、フェビアン協会のピース (E. R. Pease) は、「イギリスにおいて、そしてベルンシュタインを通してドイツにおいて、フェビアン協会が(マルクス主義に対する)反抗を指導したと主張しうる⁶⁾」と誇らしげに表明しているが、この通説的評価を全面的に認めることには疑問がある。この点を検討するために、フェビアン主義の経済理論とその社会的基盤を明らかにすることにより、フェビアン協会と労働運動の関係、フェビアン主義の基本性格を解明しよう。

フェビアン協会は1884年に設立されたが、その前身は、道徳による理想郷の建設を訴えるアメリカ人トーマス、デヴィッドソン (T. Davidson) の演説に感動した青年たちにより作られた「新生活友の会(Fellowship of the New Life)⁷⁾」であり、それにヘンリー・ジョージ (H. George) の土地国有による貧困救済という社会改革の思想を取入れることにより出発点を与えられた。その構成メンバーを見ると、伝統的な中産階級と共に、新聞記者、高級公務員、経営者などの「新中産階級⁸⁾」が多数を占めているが、その社会的存在形態がフェビアンの社会主義論を規定しているのであり、彼らは、「中産階級の中に新しい社会秩序のための管理技術を展開することに利用されうるグループ⁹⁾を見出す。例えばウェッブは、産業管理における消費者、産業指導者、生産者のそれぞれの役割を述べた後で、「併し乍ら、凡てこれらのものの上に

は、社会自身が立っている。その選挙されたる代表者と訓練されたる吏僚とに、¹⁰⁾ 全国家の永遠の利益を絶えず考慮する義務が負わされている」として官僚の役割を重視すると共に、株式会社における有給経営者による上首尾の経営、——「事業経営における純粹に人稱的 (personal) 要素の除去」¹¹⁾ を社会主義の基礎として注目している。ウェッブは、このような中産階級知識人の、資本家的金銭動機とは別の職業倫理、社会奉仕の精神の中に新しい社会の倫理の萌芽を見出すのであり、ここには社会主義建設における労働者階級の歴史的使命という視点は出てこない。民主的国家における労働組合の役割についてはせいぜい次のように位置づけられる。即ち、産業経営において決定すべき事項は、(一)いかなる商品を生産するか、(二)生産方法、(三)雇用条件の三つであるが筋肉労働者は(一)について「何等特別の知識を供するものではない」。(二)については、「この場合には、関係労働組合は特に不適任である。それは、¹²⁾ 常に彼等が選択の行われ得ることを知らないが為ばかりではなく、更に彼等は、或る特定の原料や或る特定の生産工程や或る特定の種類の労働者に対して、これらのものが消費者の欲望満足に最もよく適すると否とに関せず、甚だしき依怙毚戾の感情を有するからである」として、労働組合の役割を(三)の雇用条件の決定についての交渉に限定している。

以上、フェビアン¹³⁾の労働運動軽視、知的エリート重視という性格のよって来たる階級的基盤を明らかにしたが次に、経済理論及びそこから結論づけられる公有論へのその反映について見よう。

フェビアン経済理論の根幹はリカード地代論とジェボンズ限界効用理論である。リカード地代論もそのまま引継がれたものではなく、J. S. ミルとH. ジョージにより媒介されたそれであり、J. S. ミルにより地代論は土地以外に拡張され、H. ジョージにより地代=不労所得批判が社会改革の鍵としての位置を与えられることによってフェビアン経済理論に組込まれている。¹³⁾ リカードによれば、土地の優劣により穀物生産額は異なるが、人口増加——穀物需要増加——価格騰貴により耕作限界が移動し、優等地と劣等地の生産額の差額として地代が発生する。フェビアンはこの地代論を土地だけでなく、資

本、労働にも適用することにより社会改革の基礎理論とするが、ショウ (G. B. Shaw) は次のように説明する。未開の処女地に第一のアダムが最優等地を確保し、第二の newcomer は二等地しか確保しえない。アダムと第二の newcomer は同じく勤勉であり、前者の生産物の価値が1000ポンド、後者が500ポンドとすれば、その差額500ポンドが経済的地代 (economic rent) である。¹⁴⁾耕作限界が移動し、極限地の収穫が100ポンドになれば地代は900ポンドになる。今、第二の newcomer がアダムより土地を借り、更に第三の newcomer に借地権を譲渡すれば、最優等地の生産額1000ポンドは次のように分割される。「第一のものは何も働かずに生産物の半分を得、第二のものは何も働かずに生産物の5分2のを得、第三のものはすべての仕事をして生産物の10分の1だけ得るにすぎない」¹⁵⁾。

しかし、すべての土地が私的財産になった時 newcomer は自分の土地をどこにも見出すことは出来ない。「彼は最初のプロレタリアである」¹⁶⁾。もし、彼が特殊な才能を持ち、これまでは1000ポンドしか生産しえなかった土地で1500ポンドの生産をしうる方法を発明したとすれば、アダムの土地を1000ポンドで借りても500ポンドを自分の所得にしうる。これは利潤 (profit) —— 能力地代 (rent of his ability) である。¹⁷⁾

更に、「資本の応用による生産への土地の特殊な適用」¹⁸⁾によりもたらされる利子 (interest) の形態での地代がある。

このように、フェビアンにおいては地代論は土地のみに妥当するものではなく、最劣等の土地、能力、資本を持つ労働者の生産額とより優れた土地、能力、資本を持つ労働者の生産額の差額が地代を形成することになる。

一方、価値論について、商品価値は需要と供給により決定され、供給の増大により交換価値は引下げられる。人は稀少で高価な商品を生産しようとするが、それは供給の増加をもたらし、ついには他の商品の生産から得られる利潤よりもその商品の生産からの利潤が大きくなるような点にまで交換価値を引下げる。「この過程は、意図的に干渉されなければ、全商品の価格がその生産費まで引下げられるまで続く」¹⁹⁾。

しかし、商品価値が最低生産費に落着くとすれば地代は発生しない。地代が成立するのは、供給規制により出来るだけ高い点に価格を維持することによってであり、「個人は、自己の利益のためたえず供給を減少させようとする」²⁰⁾。「すべてのリング、トラスト、コーナー、コンビネーション、独占、営業秘密は同様の目的をも」²¹⁾ち、「社会的才能の生産と発展も、人が社会を制限すればする程、人はより利益をえるという意識により同じく妨げられる」²²⁾。

かくて、商品価値は最低生産費で決定されず、土地、能力、資本の所有者は高価格をおしつけることにより、社会——消費者から地代を収奪する。地代は所有者の努力、勤勉の成果ではなく、単なる不労所得であり、その根源は土地と資本の私的所有に求められる。ここから、その解決として私的所有の廃止が主張され、「土地と生産手段の公的所有は社会主義の根本的な経済条件である」²³⁾とされる。

以上がフェビアン経済理論とその帰結としての資本主義＝私的所有批判の概略であるが、確認すべき重要な点は、地代は労働者からの搾取によるものではなく、消費者からの収奪であるということである。労働者が搾取されるとしても、労働者として生産過程で搾取されるのではなく、あくまでも流通过程で市民＝消費者として収奪されるのである。その実践課題は、公共団体又は消費者協同組合による生産、分配手段の所有とそれによる地代の廃絶であり、運動主体は労働者階級ではなく消費者に求められる。消費者＝社会公共の代表としての国家、より実践的には地方自治体が所有主体として重要視され、自づからを「自治体社会主義 (Municipal Socialism)」と規定している。

かくて、労働組合はその基本的位置からはずされると共に、労働者の貧困は資本主義的搾取によるものではなく、限界効用理論とマルサスの人口法則にもとづいて説明される。価値論において彼らは労働価値説を否定し、限界効用理論をとるが、それによれば商品価値は次のように決定される。現象的には商品の交換価値はその有用性にもとづくが、人間にとって有用で必須の空気、日光が何らの交換価値を持たないのはそれらが豊富に存在するからで

ある。「商品の交換価値は、一定の時に、市場に存在する商品量に依存」し「供給が増大するのに応じて減少する」。²⁵⁾商品量による価値決定と並んで、もう一つの重要な事実、「供給の最少効用部分の交換価値が他のすべてのものの交換価値を決定する」²⁶⁾という無差別法則 (The Law of Indifference) である。これらの法則は労働者という「商品」にも適用され、労働者人口の増大により「その交換価値はゆっくりと確実に低下し、ついには全く消滅してしまう。これが今日のイギリス労働者の状態である。その説明は失業者の存在であり……彼らは無価値である」²⁷⁾。

ここにおいては、資本家の搾取は免罪され、貧困の原因は労働者の過度の繁殖に求められる。労働組合にはせいぜいの所、供給統制、集団取引による雇用条件の改善という役割があてられるにすぎず、ウェッブによれば、労働組合が扱うべき職能は、標準賃金率、標準労働時間、衛生及び安全、新工程及び機械、雇用の継続、入職、職業に対する権利であり、²⁸⁾労働者の経営参加は拒否される。

このような消費者中心主義、労働運動の軽視というフェビ안의経済理論は、現実的に労働運動の指導理論とはなりえず、独立労働運動、その頂点としての1893年の独立労働党結成にリーダーシップをとることが出来なかった。大会には地方フェビアン協会は参加したが、中心をなすロンドンフェビアン協会は参加せず、「独立労働党の結成にたいするかれらの貢献は……エンゲルスのちいさなグループのそれより明瞭にすくなかったし、労働党にたいするかれらの貢献は、独立労働党のそれより比較にならないほどすくなく、またマルクス主義の社会民主連盟のそれよりいちじるしくすくなかった」²⁹⁾。

消費者中心主義と並んで、フェビアン経済理論に特徴的な点は資本主義分析の弱さである。分析の中心は土地問題と地代の成立におかれ、そこから地代＝不労所得の反道徳性への攻撃に力が費される。「動的な要因は人口増加であって、それが耕作限界をますます押し下げてゆき、不幸なプロレタリアートにますます低下する生活水準を押しつけ、絶えず増大する富の流れを怠惰な地主階級のポケットに注ぎ込む。資本蓄積の問題などにはまったく触れな

いのである」³⁰⁾。

そもそも、彼らにとって資本主義は本来合理的分析に耐えぬ「無政府性」³¹⁾なのであり、ウェッブはそれについて次のように述べている。「例えば、英国の機械工業における無数の施設の指揮が如何に多数の異なる重役会及び委員会や、又組合及び団体の間に分散されているか、或いは又相互に他の進行振を知らず、従って絶えず衝突と混乱とに陥っている、経営の全然整頓されざる如何に多数の中心にそれが分散されているかは何人もこれを測定することが出来ないであろう。……吾々が現今の混乱に代えんと欲するものは組織ある整頓であって、吾々が廃止せんと欲するものは単純ではなくて秘密である」³²⁾。資本主義は個人主義の支配する「渾沌たる複雑」³³⁾であり、それに対して社会主義は「組織ある整頓」である。

彼らは社会組織の進化を信じたが、それは資本主義の歴史的な法則的展開、生産の社会化と私的所有との相互連関からではなく、一面的に、資本主義体制内における生産の社会化に対応する社会主義的理念、組織の漸進的展開と結びつけられ、国家、地方自治体による公的所有³⁴⁾、工場立法などの国家規制、税制改革などが「無意識的な社会主義」³⁵⁾の展開として位置づけられる。このような把握は、変革の平和的移行——漸進主義の基盤となったが、社会主義はあらゆる政党、階級により不可抗力的に受入れられる理念であるとする点で、実践的には自由党への浸透政策と結びついていった。更に、資本主義の本質を個人主義的な自由競争原理の支配する社会と把握し、³⁶⁾それに対する国家干渉を社会主義と規定する点で、ケインズの完全雇用政策を社会主義の基本的支柱とする民主社会主義への移行の媒介として注目されねばならない。

以上に見てきたように、フェビアン協会の中産階級知識人を主体とし、社会主義の担い手をみづからの階級の職業的論理性に求め、資本主義体制内における「無意識的な社会主義」の発展過程を促進するために、政治的には自由党への浸透政策をとっていった。また経済理論においては、リカード地代論とジェボンズ限界効用理論に基礎をおき、そこから導き出される結論は、

地代は社会=消費者からの収奪であり、地代の廃絶のためには私有財産と自由競争の廃止が必要であること、労働者の貧困は資本家的搾取によるものではなく人口過剰が原因であることであった。このような把握は、実践的には消費者協同組合運動、地方自治体活動の重視と労働運動の軽視に帰結し、独立労働党から労働代表委員会に至る独立した労働者政党結成の運動にリーダーシップをとることは出来なかったのであり、「マルクス主義の防波堤」としてフェビアン主義を過大評価するのは、少なくとも20世紀初頭までについては妥当ではあるまい。³⁷⁾

- 1) これらの不熟練労働者は季節によって職を変え、職種による組織化は不可能であったので、職種に拘束されない一般組合の形態をとらざるをえなかった。
- 2) A. L. Morton, G. Tate: *The British Labour Movement. 1770—1920*, A History, 1956, 古賀良一訳、『イギリス労働運動史』, 法政大学出版局, 1970年, 228—229ページ
- 3) M. Beer: *A History of British Socialism*, 1919, Vol. II, p. 303, 1900年の労働代表委員会で議長を務めた W. C. Steadman が開会宣言で次のように述べているのは特徴的である。

「私は、組合組織の自由意志的努力により、労働者はよりよい条件を確保出来ると信じていた労働組合主義者の一人である。しかし、労働時間短縮のため十年前に私の組合で生じた争議は私に次のことを確信させた。即ち、政治活動に信念を持つ進歩的運動のリーダーは正しく、私は誤っていたと。下院において、今日よりも労働者がより一層代表されるようにという願望では私は誰にもひけをとらない」。 (cited in: M. Beer, *ibid.*, p. 319)

- 4) A. L. Morton. G. Tate: *op.cit.*, 邦訳 240ページ
- 5) H. M. Hyndman: *The Historical Basis of Socialism*, 1883, p. 287
- 6) E. R. Pease: *The History of the Fabian Society* 1925, p. 239
- 7) M. Beer: *op. cit.*, p. 274
- 8) E. J. Hobsbawm: *Labouring Men, Studies in the History of Labour*, 1964, 鈴木幹久, 永井義雄訳、『イギリス労働史研究』, ミネルヴァ書房, 昭和43年, 245ページを参照
- 9) H. W. Laidler: *A History of Socialist Thought*, 1927, p. 229
- 10) Sidney & Beatrice Webb: *Industrial Democracy*, 1897, p. 822, 高野岩三郎監訳、『産業民主制論』, 法大出版局, 1969年, 1008ページ
- 11) G. B. Shaw (ed.) *Fabian Essays in Socialism*, 1920 Edition, p. 48

- 12) S. & B. Webb : op.cit., pp. 818—819, 邦訳, 1003—1004ページ
- 13) 河合栄治郎,『英国社会主義史研究』河合栄治郎選集第四巻, 日本評論社, 昭和23年, 429—437ページ
- 14) G. B. Shaw : Rent and Value. in Fabian Tract, No. 142, 1909, p. 3
- 15) ibid., p. 4
- 16) ibid., p. 4
- 17) ibid., pp. 4—5
- 18) G. B. Shaw (ed.) : op. cit., p. 26
- 19) G. B. Shaw : op. cit., p. 8
- 20) G. B. Shaw (ed.) : op. cit., p. 17
- 21) ibid., p. 18
- 22) ibid., p. 18
- 23) G. B. Shaw : op. cit., p. 11
- 24) ショウはこの「余剰」をマルクスの「剰余価値」と同一視しているが全くの混乱である。G. B. Shaw (ed.) : op.cit., p. 27
- 25) G. B. Shaw : op. cit., p. 7
- 26) ibid., pp. 9—10
- 27) ibid., p. 10
- 28) S. & B. Webb : op. cit., 邦訳, 第二編第五章—第十一章
- 29) E. J. Hobsbawm : op. cit., 邦訳, 227ページ
- 30) P. M. Sweezy : The Present as History, 1953, p. 322, 都留重人訳,『歴史としての現代』, 岩波現代叢書, 1954, 372ページ
- 31) Fabian Essays in Socialism の Historic Basis において, ウエップは, Old Synthesis—Period of Anarchy —New Synthesis という時代区分を行っているが, それぞれ封建社会, 資本主義社会, 社会主義社会に対応している。
- 32) S. & B. Webb : A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain. 1920, p. 200, 丸岡重堯訳,『大英社会主義国の構成』, 大正14年, 230ページ
- 33) ibid., p. 199, 邦訳, 228ページ
- 34) 公的所有の例としてウエップは, 道路, 橋, 公園, 図書館, 浴場, 美術館, ガスその他を列挙している。主要な産業でなくとも, 個人主義に対する集団行動的なものであれば社会主義への前進として評価される。(G. B. Shaw (ed.) : op. cit., pp. 50—51)
- 35) ibid., p. 50
- 36) ショウは「資本主義体制——自由競争体制」と強調している。(G. B. Shaw. op. cit., p. 9)
- 37) それよりもむしろ, 労働組合主義の独自性が注目されるべきである。第一次大戦

前の労働党が、社会主義的綱領を持たない、労働運動を補完するための政治的機構であったという事実は、一方ではフェビアン自由党主義に対立すると共に議会に対する圧力団体としての性格において、マルクス主義的な社会民主連盟とも対立するものである。独立労働党結成にリーダーシップをとったのは、不熟練労働者を中心とする新しい組合主義者であった。労働組合主義の独自性については後の石炭国有化斗争において言及する。

II フェビアン主義とギルド社会主義

20世紀に入り、国際競争におけるイギリス資本主義の地位の相対的低下がますます明らかになると共に、国内的には失業問題の激化、物価騰貴による実質賃金の低下、更に機械化による熟練労働の意義の低下などの問題が集中的に現われ、とりわけ1910年代には「大不安 (Great Unrest)」と言われるような激しい労働運動の時代に入る。

1900—1911年の間に五大産業（建築、鉱山、機械、繊維、農業）における賃金上昇は0.31%であったのに対し、食料品卸売価格は11.6%、小売価格は9.4%¹⁾上昇し、実質賃金は大きく低下した。労働運動においては、不況、機械化の進展の中で、古い労働貴族層の没落が進み、19世紀後半に最も保守的であった組合——機械工、ボイラー製造工、鉱山労働者——の左傾化とな²⁾って現われた。労働党指導部の議会主義によっては自己の労働条件の改善を獲得しえないと確信した戦闘的労働者は、政治行動を放棄してサンジカリズムに走り、産業別組合の組織化と産業の労働者管理を求めて、「坑夫のための炭坑」、「鉄道従業員のための鉄道」をスローガンにかかげた。この間、労働組合員数は1909年の237万人から1914年には414万人と飛躍的に増大し、又1913年の全国鉄道員組合 (National Union of Railwaymen) の成立、全英鉱夫連盟 (Miners' Federation of Great Britain) 運輸労働者連盟 (Transport workers' Federation)、NURによる三角同盟 (Triple Alliance) の結成など組合組織の強化、統合、相互援助が大きく進展した。

このような状況の中で、労働運動を無視してきたフェビアン協会も危機に見まわれ、G. D. H. コール (G. D. H. Cole) の反逆などによりその理論

の再検討を迫られることになった。フェビアン主義の変化を見る前に、当時一世を風靡し、フェビアンにも一定の影響を与えたサンジカリズム及びそのイギリスの変形としてのギルド社会主義について見ておこう。

サンジカリズム運動は、アメリカの世界産業労働者組合 (Industrial Workers of the World) とフランスの労働総同盟 (Confédération Générale du Travail) により指導されたが、前者が中央集権的一大組合を、後者は、フランス資本主義の特殊性の組合運動への反映として地方分権主義を主張するという相違はあっても、議会主義の放棄、直接行動、とりわけその最高形態としてのゼネラル・ストライキによる社会革命、労働組合を基礎とする新社会の建設という点では共通していた。国有化、自治体所有は資本主義のくびきから労働者を解放しえないとして、労働者みずから自己のために生産手段を統制、管理することを主張することによって、国家社会主義及び古い労働組合主義を批判した。

この思想を受継ぎつつ、イギリスの精神的物質的条件に適用して独自の見解にしたものがギルド社会主義 (Guild Socialism) である。コールによればギルド社会主義は、「社会主義の新たな解釈……民主主義を政治的にも経済的にも真に有効ならしめる教義」³⁾である。それは民主主義概念に基礎をおくが、19世紀に一般的に受入れられたそれとは根本的に異り、人間が人間を代表することを否定する。「何故なら、本質においては人間は代表されえない存在であるからであり……真の代表がありうる唯一の方法は、代表が他の人間を代表するのではなく、人々が共通に持つ数グループの目的を代表する場合であり、換言すれば、真の代表は必然的に機能的な代表である」⁴⁾。そして、「特殊なグループの社会的目的を表現するために存在する多様な民主的組織を統一することにより、真に民主的な社会が建設されうる」⁵⁾とする。

その産業制度における組織がギルドであり、それは次のように定義される。「社会の特殊な機能の責任ある履行のため組織された、相互に独立した人々の自治的連合」⁶⁾。それは労働組合に基礎を置くが現存の組合とは、(1)頭脳労働者、手工労働者、専門家のすべてを含むこと、(2)その主要課題は労働者の生

活防衛ではなく、「財を生産し……実際に産業を経営管理すること」⁷⁾である点で異なる。生産管理に至る準備過程の出発点は、職能 (trade) ではなく産業 (industry) に基づく組合への組織変えと「消極的規制」⁸⁾であり、組合が力を強化するのに応じて、その規制をより「積極的な形態」⁹⁾に変えていく。このように、「労働者が漸次教育的、階級自覚的になれば、産業は漸次非能率的にな」¹⁰⁾り、ついには労働組合とその連合体としてのギルドが生産管理を受持つことになる。

しかし、ギルド社会主義者は、「坑夫その他のグループが当該産業を所有することを望まない」¹¹⁾のであり、この点がサンジカリズムと異なる所であるが、コールは次のように述べている。「サンジカリストが求めている組合による生産手段の絶対的所有は、正当な要求の曲解、拡大解釈である。労働者は産業の平常的指揮を管理すべきだが、商品価格を勝手に規制したり、消費者に何を消費すべきか指令したりすべきではない。手短かに言えば、今日、個々の不当利得者がそうしているように、社会を搾取すべきではない」¹²⁾。「我々が頭脳及び手工労働者のために要求することは、生産から消費に至る全経済過程の統制ではなく、生産過程とそれと結びついた分配過程の統制である。……価格や、産業で実現された余剰の分配におけるように、生産者が消費者と接触し、消費者が直接に影響を受ける問題では、我々は消費者が意見を大いに述べる権利を認める」¹³⁾。かくて、国家、後の見解ではコミューンが所有し、ギルドが管理するという原則がギルド社会主義の基本となる。

所有形態については、三つに分かれ、全国的規模の大産業、サービスは国有、ガス、水道、運輸などの公益事業は自治体所有、個人消費者と接触する小売業などの小規模産業は協同組合所有を提起している。

このように、ギルド社会主義は「労働者管理」のスローガンをかけざることにより、資本主義＝賃金奴隷制を批判すると共に、フェビアンの「官僚的社会主義」¹⁴⁾、「旧式の消費者社会主義」をも激しく批判した。それは、職場委員運動 (Shop Steward Movement) を中心とする新たな労働運動の昂揚を背景に、とりわけ組合の下部指導者に大きな影響を与え、1915年の労働組合

会議 (Trade Union Congress) 大会においても次のような決議が満場一致で通過している——「公的サービスの国有化は、従業員と議会の労働代表による増大する民主的統制をとまなうのでなければ、必ずしも従業員及び労働者階級にとって利益とはならないという意見を本会議は表明する」¹⁵⁾。

しかし、その戦闘的なスローガンにも拘らず、大きな理論的弱点を持っていたことが注意されねばならない。それは、「ギルド」という表現に見られるように、中世的な職人的小規模生産へのあこがれであり、裏返して言えば、資本主義の経済法則、その歴史的役割に対する無理解であった。¹⁶⁾

「機械生産に対立するものとしての、手職をとまなう古いギルドの再建と地方的単位¹⁷⁾の組織」を主張するペンティ (A. J. Penty) に対し、コールは、「資本主義を打倒するためには勢力を集中化¹⁸⁾」せざるをえないとして、中世ギルドの復活ではなく、ギルドの精神の復活を強調するが、労働者が解放された時、第一に行なうことは、「巨大に集中化された産業制度を破壊し¹⁹⁾」、地方主義的な小規模生産を漸次的に復帰させることであるとして手職 (craftmanship) へのあこがれを表明している。

この点では、次のようなウェッブの批判は正当であろう——「(独立した生産の) 喜びにあこがれる社会主義者は、彼らのカール・マルクスを忘れてしまった。蒸気エンジン、工場、鉱山は永続的なものになり、我々の唯一の選択は個々の所有者による経営か共同体による経営かの間にある」²⁰⁾。「複雑な産業国家の産業業務が、厳格な服従なしに命令への服従なしに、生計のための明確な給与なしに運営されうると考えることは、社会主義ではなく、無政府主義²¹⁾を夢見ることである」。

ギルド社会主義運動は、ロシア革命を契機にその評価をめぐる分裂、左派はイギリス共産党の結成に合流し、職場委員運動の後退と共に運動としては消滅するが、「職能を越えた産業別組合」、「労働者管理」という思想は、下部労働者だけでなく、フェビアン協会にも一定の影響を与えた。次に、フェビアンが、ギルド社会主義思想に影響され、その思想の一部をいかに自己の理論に組入れて、労働運動との接点を持つに至ったかを見よう。

ウェッブは、Fabian Essays in Socialism の1920年版序文において、労働運動への評価について次のように自己批判している。「我々は、本書において、労働組合に十分な重要性を付与せず、政治勢力として又は社会構造の基本的部分を構成するものとしては言及していない。1889年に、我々は、何らかの職業的組織の永続的価値及び必須の社会的機能に注目せず、今日では共通して受入れられているように、将来の国家において重要な公的機能を予定された社会組織であるとは予想もしなかった」²²⁾。

このように、労働運動の昂揚を背景にフェビアンがそれに目を向け、社会主義の重要な担い手として意識し始めると共に、労働運動の指導部も、下部における戦闘性と社会主義的意識の成長に対して新たな対応を迫られ、その左傾化を抑えるため、温和なフェビアン社会主義との接触を強めていった。この過程は第一次大戦における「城内平和」への協力において強化され、1918年の労働党新綱領、組織改造に帰結した²³⁾。1918年綱領の第四項は、「生産手段の公有と、各産業及びサービスの民衆的 (popular) 管理、統制のための最善の組織を基礎として、産業の全成果とその可能な限り公平な分配を、肉体的及び精神的生産者 (producers) に確保すること」²⁴⁾を規定しており、労働党は初めて社会主義的綱領を採択すると共に、党組織においても、組織労働者だけでなく個人加盟を認め、支部としての地方党を強化することにより、「TUCの拡張された議会委員会」²⁵⁾として圧力団体に近かった労働党も、近代的な議会主義政党へと脱皮した。

労働運動指導部とフェビアンを接近せしめた更に注目すべき根拠として、両者の独占に対する態度がある。W. クラーク (W. Clarke) はトラストについて次のように述べている

「(トラストの) 最終的効果は、近代の民主的国家がその第一原則として持つ自由の破壊であろう。取引する自由、生産物を交換する自由、他人と同じレート、条件で財を輸送する自由……、独占によりこれらは制限されるか否定される。かくて、資本主義は、これまで理解されたような民主主義とは両立しないように思われる」としつつ、「民主主義もそれを脅かす新しい資本主

義的コンビネーションも展開過程の不可避的成長」であり、更に「これらのコンビネーションは、生産と交換を組織する上で最も経済的で能率的な方法でありうる。それは、浪費を阻止し、機械化を進め、不用な労働を解雇し、²⁶⁾輸送を容易にし価格を安定させ、利潤を高める」。トラストに対する国家の行動として、それを妨げ、解散させることは、「『自由競争』のカオスへの復帰と、コンビネーションが確保した明白な利点の引渡し」²⁷⁾の政策であるとして強く反対している。

フェビアンにとって主要な害悪は、「産業的個人主義」と「自由競争」であり、「独占」はそれに対する進歩性として評価される。「近代的コンビネーションの重要性は、それが人工的産物ではなく、近代的事業の正常な発展であり、特権の独占ではなく、能率の独占を代表することである」²⁸⁾。

このような、フェビアンの「能率」を基準とした独占よう護に対し、組合運動指導部も自己の権限強化のため独占的集中運動を利益とした。とりわけ、石炭業においては、地域による生産条件の相違から地域別交渉を余儀なくされていたが、第一次大戦中の炭坑国家管理、戦後の炭坑国有化闘争の中で全国的な産業交渉機構が推進され、それにより全英鉱夫連盟MFGBの地位は強化された。このような視点から見れば、「石炭産業における国有化が、資本集中の後進性によって産業別組合としての機能を制約されていた労働組合運動が、戦後の国家的統制を通じてようやく具体化してきた資本の集中の中に自らの機能の促進を発見し、それを固定化する政策として産業国有化を推進したことである。それは労働組合が資本集中という、階級関係における資本の支配強化を必然化する経済的過程の進行に同調したことを意味している」²⁹⁾。

MFGBは、1919年に「鉱山国有化法案 (Nationalisation of the Mines and Minerals)」を作製したが、それによれば、鉱山の運営にあたる鉱業評議会 (Mining Council) は、10名の政府代表、10名のMFGB代表、議長の鉱業省長官で構成される。これは、国有、労働者管理を主張するギルド社会主義と国有、専門家・官僚管理を主張するフェビアンの妥協であったが、「こ

のような妥協を成立せしめた第三の立場は、正にイギリス労働運動の主人公である労働組合の立場であり、団体交渉力を温存し、強化しようとする労働組合主義のものであった³⁰⁾」。

このように、組合指導部は、下部労働者の国有化要求を産業別組合——全国的交渉制度の確立による自己の権限強化のために組入れ、国有化は、独占資本の集中運動の極限形態として位置づけられていたものであり、第一次大戦後の炭坑国有化闘争は、結局、全国的交渉制度の確立に歪曲されて終結した。

フェビアンは「能率」を、労働組合指導部は「交渉機能の集中、強化」を基準に、両者とも独占を積極的に評価したのであり、この点は、両者の接近の理論的背景をなすと共に、第二次大戦後の国有化が、結局は独占資本の蓄積補強に利用されるに至った主体側の理論的要因として確認されねばならない。

次に、第一次大戦後のフェビアン国有化論について見ておこう。Fabian Essays の1920年版序文で、ウェッブは、「本書を通して経済学的なものは、当時と同じく今日においても鋭敏で正確であると思う。……1889年に、我々は政治経済学を知っていたし、それは健全であったと結論づけうる³¹⁾」と述べているように、地代論の拡張による公有化の理論づけ、そこにおける消費者中心主義は基本的に変わっていない。しかし、国有産業の制度論においては、ギルド社会主義の労働者管理の要求を薄めて導入し、労働者の経営参加を認めている点が注目される。

まず、国有化すべき産業の範囲については、鉄道、運河、鉱山、植林、保険、銀行、に限定し³²⁾、残りについては自治体と消費者協同組合の拡大に期待している。公有産業の目的については、「労務を出来る限り能率あらしめ、かつ労務を継続的に改善することであるのみならず、更に、又関係労働者をして経営に出来る限り完全に参加せしめ、又同時に消費者の利益及び全体としての共同社会の永久的福利を最も有効に保護すること³³⁾」と規定している。

基本的な政策の樹立については社会議院が最高の権限を持つが、日々の管

理については、「国会の何らの干渉もないことを原則とすべきであ」³⁵⁾り、16名により構成される全国理事会 (National Board) が責任を持つ。その構成は、5名の政府代表、5名の労働者代表、5名の消費者代表であり、主要な行政官が議長を務める。地方には同じ構成の地方評議会がおかれ、「各種の職分や地方の経営に就いての多少の自治」³⁶⁾をまかされ、更に、工場には工場委員会 (Works Committee)、職場委員会 (Shop Committee) などを設置し、労働者と経営者の意志疎通をはかることが望ましいが、その権限は厳しく限定されている。このような制度的裏付けにより、³⁷⁾経済人の三側面たる、生産者、消費者、公民としての利益が守られ、産業における民主主義が確保されるとしている。

労働者の経営参加を認めることで、従来の官僚、専門家管理から一步進んではいるが、それは、労働者管理とは敵対するものであったことが注意されねばならない。労働党綱領第四項で「民衆的 (popular) 管理」がうたわれているが、それは労働者ではなく、あくまで公民としてのそれ³⁸⁾であった。「我々は、坑山及びそこからの利潤が、全体としての社会にではなく、坑夫に移転されるのを見ようとは思わない。……社会主義者として我々が求めるものは、組合による経営の引受けではなく、中央政府であれ、州、市町村、教区会であれ、全体としての社会の利益における産業の公的組織の拡大である」³⁸⁾。そして、その社会公共を代表するものが、「独立した、利害関係のない専門家」³⁹⁾であり、彼らは何らの命令権を持つものではないが、その報告の客観性において「彼の人格は表現し、彼の自由は無制限に行使せらるであろう」⁴⁰⁾として、知的エリートの職業的倫理性を社会主義の主要基盤とする立場は一貫している。

依然として、労働者階級を社会主義社会の主要担い手として位置づけえないという弱点を持ちつつも、当時のフェビアン国有論においては、社会変革の基本視点として所有問題＝私有財産制の廃止がおかれていたこと、又制度論においては労働者の経営参加の必要性を認識していたことは確認されねばならないであろう。

1930年代に入ると、国有化論、経営参加問題は大きな修正を受け、その積極面を消失させられていくが、その媒介となったものは失業問題の激化であった。

労働党は1918年の新綱領の制定と同時に、ウェブの起草になる『労働党と新社会秩序 (Labour and the New Social Order)』を発表したが、それは次の四つの柱からなっている。(一)、国民最低限 (National Minimum) の普遍的実施、(二)、産業の民主的統制、(三)、国家財政における変革、(四)、公共のための余剰の富。(一)において、労働党の第一原則はすべての市民に文化的な生活を保証することであると、そのための政策として、最低限の社会立法の強化と共に、失業防止のための政策を政府の第一義的な課題として強調している。具体的な政策提起としては、住宅、学校建設、道路、港湾の開発などであるが、戦時に示されたように国家はこのための十分な財源を持っており、このような「公的発注の調整、統制は、それが提供するであろう無限の反響 (endless reverberations) により、大規模に、長期にわたって、自動的に失業を阻止するであろう⁴¹⁾」と評価している。

(二)においては、「いかなる意味においても『階級的』政策ではないことわりつつ、即時国有化すべき産業として、鉄道、鉱山、電力生産、生命保険をあげているが、「産業の民主的統制」については、具体的には殆んど触れられていない。この点でコールは、「『労働者管理』の主張者の要求への敵意⁴²⁾」を示したものと非難している。

このように、「系統のかつ包括的な当面の社会改造計画」と銘打った『労働党と新社会秩序』において、その主要課題は、公共事業の組織化による失業阻止——国民最低限の確保におかれ、産業の国有化と民主的管理という社会主義的要素は後景に退いていると言われねばならない。「国家及び政府は、すべての労働力に雇用を確保する義務を持つという認識、公共事業と投資統制により政府はこれを実行出来るという主張は、1930年代に広汎に受入れられた新しい『ケインズ派』経済学に由来するものとしばしば見なされているが、言い回しは異るとはいえ、『完全雇用』教義の基本は『労働党と新社会秩序』

に含まれており、実際に労働党綱領の最前面に据えられている⁴³⁾。この点は、ケインズの完全雇用政策の萌芽と見られると共に、労働党国有化論が変質、修正させられる内在的な理論的要素が、すでに1920年代に形成されていたことを示す点で重要である。次に、1930年代における国有化論の修正について見よう。

- 1) M. Beer : History of British Socialism, p. 350, B. R. Mitchell : Abstract of British Historical Statistics, 1962, pp. 476—478
- 2) E. J. Hobsbawm : Labouring Men, 邦訳前掲277ページ
- 3) G. D. H. Cole : Guild Socialism, in Fabian Tract, No. 192, 1920, p. 4
- 4) ibid., p. 6
- 5) ibid., pp. 6—7
- 6) Orage : An Alphabet of Economics, p. 53, cited in, H.W.Laidler : A History of Socialist Thought, p. 403
- 7) G. D. H. Cole : op. cit., p. 9
- 8) その例としてコールは、「これこれの条件に従わなければ産業で人を雇えない」という規則をあげている。(ibid., p. 9)
- 9) 例えば、職長の任命権の確保、利潤への侵入など。
- 10) G. D. H. Cole : op. cit., p. 8
- 11) ibid., p. 12
- 12) G. D. H. Cole : Self-Government in Industry, 1922, p. 32
- 13) G. D. H. Cole : op. cit., p. 13
- 14) ibid., p. 17
- 15) cited in M. Beer : op.cit., p. 376
- 16) Reckitt と Bechhofer はギルド運動を形成した諸潮流を次のように総括している。「職人の挑戦とウィリアム・モリスの強烈な民主主義；奴隷国家の巨大な影に対するベロックの警告、財産に対する個人の統制の要求；個人主義と、大規模組織の害悪についてのベンティの主張；生産者の擁護というフランス・サンジカリズム；産業組合の必要性の明確なビジョンを持つアメリカの産業組合主義；資本主義を昂揚させ、大量の人民を隷属させる賃金制度について厳しい分析をしたマルクス社会主義」。

最後のマルクス主義を除いて、すべて無政府主義の影響が強いことが特徴的である。Reckitt and Bechhofer : The Meaning of National Guild, 1919, pp. 13—14, cited in H. W. Laidler : op. cit., pp. 399—400

- 17) H. W. Laidler : op.cit., p. 431

- 18) G. D. H. Cole : Guild Socialism, p. 16
- 19) *ibid.*, p. 16
- 20) S. Webb : Socialism : True and False, in Fabian Tract, No. 51, 1894, p. 17
- 21) *ibid.*, p. 18
- 22) G. B. Shaw (ed.) : Fabian Essays in Socialism, p. v
- 23) フェビアンと労働組合指導部は完全には一体化せず、新規約をめぐって内部に矛盾をかかえていた。その具体例は、北西允：『イギリス労働党史論』、広島大学政治経済研究双書第十冊、1968年、95—103ページに詳しい。
- 24) cited in, G. D. H. Cole : A History of Labour Party from 1914, 1948, p. 72
- 25) M. Beer : *op.cit.*, p. 395
- 26) G. B. Shaw (ed.) : *op. cit.*, p. 98
- 27) *ibid.*, pp. 99—100
- 28) S. Ball : The Moral Aspects of Socialism, in Fabian Tract. No. 72, 1896, p. 6
- 29) 栗田健「：イギリスにおける産業国有化と労使関係(二)」、『明大商学論叢』第51巻第78号、96ページ
- 30) 同上、105ページ
- 31) G. B. Shaw (ed.) : *op. cit.*, p. v
- 32) S. & B. Webb : A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain. 1920, p. 168, 邦訳前掲、195ページ
- 33) *ibid.*, pp. 168—169, 同上、195—196ページ
- 34) 社会議院の役割については、「国民の経済的並に社会的諸活動の上に時々要求せらるる全国的統制を行使する」と規定している。*ibid.*, p.117, 同上、137ページ
- 35) *ibid.*, p. 169, 同上、196ページ
- 36) *ibid.*, p. 179, 同上、206ページ
- 37) *ibid.*, pp. 180—181, 同上、208—209ページ
- 38) S. Webb : *op. cit.*, p. 14
- 39) S. & B. Webb : *op. cit.*, p. 197, 邦訳前掲、226ページ
- 40) *ibid.*, pp. 198—199, 同上、228ページ
- 41) Fabian Society : When Peace Comes— The Way of Industrial Reconstruction. p. 12
- 42) G. D. H. Cole : A History of Labour Party from 1914, p. 55
- 43) *ibid.*, p. 57

Ⅲ フェビアン主義とケインズ主義

第一次大 戦後の世界市場における競争激化に対して、イギリス資本主義は、

独占的集中合理化運動の強化により、産業構造や組織の再編を行なっていく¹⁾。1926年のゼネストの敗北と1927年の「労働組合及び労働争議法(Trade Union and Dispute Act. 1927)」²⁾により、強力な労働運動は崩壊し、合理化遂行のための条件は整えられたが、経済的危機は依然として深刻であった。失業率は増大を続け1932年には、22.8%に達した⁴⁾。

1929年に成立した労働党内閣は、失業救済のための公共事業、石炭を中心とする産業再編成に直ちに着手することを宣言したが、1929年恐慌に直面して、社会保障の強化を求める労働者とその削減を求める資本家の板挟みに会い、1931年に崩壊するまで何ら為す所なく漂流を続けた。

蔵相スノーデン (P. Snowden) は、自由貿易と金本位制の維持を最高の課題とし、メイ委員会 (May Committee) の勧告に基づいて、「ボンドを救う」ため、財政支出とりわけ失業手当と公務員給与の削減を提起したが、TUCの承認を得られず、マクドナルド (J. R. MacDonald) スノーデン、トーマス (J. H. Thomas) らの指導部は労働党を脱党し、「挙国政府」に走った。労働党は彼らを除名処分にし、議会労働党の弱体化を契機に、労働党に対するTUCの指導権が確立されたが、彼らも、旧指導者の政策に対置すべき新しい政策を提示することは出来なかった⁵⁾。

フェビアン楽天的な自動的社会化論と漸進主義は資本主義の全般的危機の中で完全に行詰り、フェビアン協会の活動は停滞を余儀なくされた。「この期間のフェビアン協会史は非常に手短かに語ることが出来る。というのは、それは、ほぼ完全な停滞に近い不活発の期間であったからである⁶⁾」。若手の指導的理論家のクロスマン (R. H. S. Crossman) は、「進歩の不可避性に対するフェビアンの信念」を批判して次のように状況を把握する。「労働運動の古い指導者から我々を区別するものは『我々が危機の精神をもつ (crisis-minded)』のに対し、彼らはそうでないという事実である。彼らは、事物の正常な秩序からの驚くべき逸脱として危機を見なすのに対し、我々にとって危機は、常態的な秩序 (normal order) である⁷⁾」。

フェビアンに代って「イギリス社会主義」の救世主として現われたのがケ

インズであった。マクドナルドを追放し、運動における主導権をにぎったのはベヴィン(E. Bevin)であるが、彼は、産業合理化に協力し、その反対給付として労働組合の産業における発言権を強化することを目指して、モンド、ターナー⁸⁾交渉を推進すると共に、マクミラン委員会(Royal Commission of Finance and Industry)においてケインズの影響を受け、TUC総評議会により設置された経済委員会にそれを普及させていった。

周知のとおり、雇用増進のための政策提案としてケインズは、(一)、社会の消費性向を引上げるための累進課税、(二)、民間投資の限界効率の変動を補償し、かつその変動量を減少するための公共投資および民間投資の公共統制、(三)、貨幣供給を統制し、かつ利子率を引下げるための強力な貨幣当局、を提起している。利子率に関する銀行政策は、それだけでは不十分なので、「包括的な投資の社会化が完全雇用に接近する唯一の方法であろう」としているが、¹⁰⁾「投資の社会化」とは、公共投資及び投資統制政策を含むものであり、決して産業国有化を意味するものではない。¹¹⁾¹²⁾

では、ケインズ理論は、社会主義の中にいかにして取入れられていったのか？民主社会主義に関する基本文献であるダービン(E. F. M. Durbin)の『民主社会主義の政治理論(The Politics of Democratic Socialism)』について見よう。彼は、民主社会主義政党の綱領の一般原理として次の四つを挙げている。(一)、「政治権力の保持と矛盾しない程度に最少限度まで、社会施設計画を引下げること」¹⁴⁾。何故ならば、「社会施設の継続的な拡大と、国民所得のうち租税に徴収される部分の不断增加とは、発展速度をすでに低下させている資本主義に無理な負担をかけ、その速度を一層鈍らせることになる」¹⁵⁾からである。(二)、「政権についた最初の期間中に、産業組織のうちのかなりの、しかし限られた部門を国有化するという案」¹⁶⁾その場合、「現在の所有者に対する公正な補償」と、計画経済の管理機構としてある種の中央統制機関の設立が重要である。(三)、繁栄を回復ないし維持するための方策で、これには、「公共投資に関する思いきった計画、中央管理による銀行信用の拡張、貯蓄率の統制のために行なわれる政府による銀行信用の利用そしてもし必要とあれば不

均衡予算をも組む意図が含まれている」。¹⁷⁾四、「純粹に平等化を目指す、なし崩しの課税」、ただし、これは社会化が軌道にのった後に徐々に実施されねばならない。¹⁸⁾

従来、社会主義の中心問題とされてきた所有問題＝国有化については、「これが支配権を獲得できる唯一の方法でないことは明らかである」¹⁹⁾として範囲が限定されると共に、社会改良、所得平等化政策は、その財源が資本主義の負担になるとして最少限に抑えられる。これらは、「綱領は、わが英国のあらゆる階級の保守的な部分を踏みにじらないようにするが、同時に、左翼政党の中の戦闘的な分子をあまりにひどく失望させないようなものが見出されなければならない」²⁰⁾ので、そのための緩衝物として持ち出されたものであり、彼の主要な問題意識は(三)にある。彼の言葉を借りれば、「私が『繁栄のための方策』と呼ぼうとしているこれらの方策を、社会主義思想は不当に無視してきたように思われる。不況が循環的におこるのは資本主義制度のせいだというたしかに正しい命題を立証する判決に目を奪われて、社会主義の思想家と経済学者は、経済上の権力が国家に移転されつつある過渡期……に、生産と生命を維持することがきわめて必要であることを、あまりにも無視しがちであった。しかもこれは、時間的には他に先行し、重要性においては他のあらゆる課題をしのいでいる基本的な課題である」²¹⁾(傍点——引用者)

彼は、自己の綱領を、社会化＝国家の経済権力の拡大を舞台の正面に持ち出した点で、社会改良提案から成る統一戦線派の綱領より社会主義的であると自画自讃しているが、社会化の対象を見れば、運輸、石炭、電力、鉄鋼、農業、水道、軍需要産業だけであり、彼の言う所が正しいとすれば、これらの産業が国有化された1945年以後、イギリスは社会主義となったことになる。このように、彼の言う社会主義とは、ケインズの完全雇用政策に、非能率で独占資本にとって桎梏となった数種の産業の国有化を接木したものであり、完全にケインズ主義にはまり込んだものと言わねばならない。

コールの場合、「国家による経済の計画化を社会主義と混同し、かくて装いをこらしたケインズの自由主義以上には出ない」²⁴⁾エセ社会主義を批判すると

いう問題視角では、右派＝主流派より一步進んでいるが、ケインズに対する評価は結局は次のようになる。「高い水準において経済的均衡を維持するためのケインズの装置は、国家がある公的に責任ある機関を通じて……生産装置の大部分を所有し管理するのでないかぎり、事実上作用しないであろうと、私は論ずるのである。だが、このことはあらゆるものを国有化することが必要であるという意味ではない——そういう意味では断じてない。それは、他の部面がではなくて、産業の『公的企業部面』²⁵⁾が残りの部面の調子を決めるに足るほど充分大きくなければならぬ、そして私的産業が公的企業の枠内で機能するのを許すということを意味する」。公的部門を量的に拡大すれば私企業を統制出来るという「混合経済論」に陥入っている点はさておくとしても、公企業がケインズ政策を補強するものとして位置づけられていることは注意されねばならず、「社会主義経済学者たちは、全くかなりの程度にまで、ケインズに依拠することができるし、そしてなお一層大なる程度にまで、彼らはより反動的な経済学者を散々に打ち負かすための鞭としてケインズを用いることができる」²⁶⁾とする点では「ケインズの欠点はまったく程度の問題」²⁷⁾となっている。

このように、社会主義の基本課題として、ケインズの完全雇用政策がおかれると共に、労働党国有化論も大きな変質、修正を受ける。

1945年の労働党選挙綱領『未来に直面しよう (Let Us Face the Future)』において、「公有にすべき時期の熟している産業」として、イングランド銀行燃料及び動力、国内輸送、鉄鋼をあげているが、ガス、電力は、公益事業として第二次大戦以前に公有化がかなり進んでおり、資本家側からの国有化批判は全くない部門である。又、鉄道、石炭、鉄鋼は、その競争力の弱さにより、大規模な再編成を要請されていた部門である。²⁸⁾綱領に言う「公有にすべき時期の熟している」ということは、即ち、独占的資本集中、合理化が遅れて非能率的な産業ということであり、独占資本の中核をなすところの、国際競争力が強く能率的な産業には手をつけずにおくということであった。

先に見たように、自由競争＝浪費、独占＝能率という考えは、初期のフェ

ビアン以来一貫して労働党理論家の中に見られるものであり、1930年の炭坑法 (Coal Mines Act) における炭坑集中の強制的推進、価格カルテルによる価格維持政策²⁹⁾、更に近くは、1966年の産業再編成公社 (Industrial Reorganisation Corporation)³⁰⁾ による、電算機、自動車などの先進産業の資本集中促進政策はその具体的発現形態と見られる。このような、立法によるカルテル化が予期した成功を収めず、産業が非能率的なまま独占資本にとって桎梏となった時、その最終的手段として国有化が行なわれたのであり、国有化は、独占的集中、合理化運動の極限形態として位置づけられねばならない。1924年、1929—31年、1945—51年、1964—70年の4次にわたる労働党政権の成立は、それぞれ独占資本の集中運動が激しく行なわれた時期に一致しており、労働党政権とその国有化政策を、独占資本の集中、合理化運動との関連で把握する視角が重要であろう。ここにおいて、国有化は、社会的所有による社会主義達成の手段から、資本主義の補強、即ち、完全雇用と産業合理化の手段に変質してしまったことが確認されねばならない³¹⁾。

この国有化論における変質の制度的側面がモリソン主義=board of experts 理論に基づく公社 (public corporation)³²⁾ の展開である。第二次労働政権の運輸大臣、H. モリソン (H. Morrison) は、ロンドン地区旅客運輸事業の統合のための公有化計画に公社形態を導入しようとした。その計画は、保守党政権により、1933年にロンドン旅客運輸局 (London Passenger Transport Board) として実現されたが、次に、彼の公社論を見ていこう。

モリソンは、国有化即ち政府部局による経営は、政治的圧力を受けやすく、官僚的経営により能率を阻害されるとして反対し、これを回避する組織形態として公社を推奨する。公社の本質は、「公的目的のための、公的所有、公的責任、企業的経営の結合」にある³³⁾。具体的に言えば、日常経営については理事会が責任を負い、大臣及び議会からの干渉を排除する、財務については、国家財政に依存せず独立採算制を原則とする、人事については、役員及び従業員は公務員法の適用を受けない。このような、経営、財務、人事における自主性により能率的な経営を行なうと共に、公共的目的を遂行することに公

社の本質が求められる³⁴⁾。

理事の選任については、「公共的利益のために責任を遂行する能力」に基づいて、「産業の諸問題について広範な経験を有し、かつ能力を示した人物」が選任されるべきであるとし、労働組合代表の経営参加はきっぱりと拒絶している³⁵⁾。

このような経営専門家管理を主張するモリソン理論は、TUC、労働党において主流を占め、1932年のTUC大会では、経営参加を要求する左派と、労働組合の独立性の維持を根拠にそれに反対する指導部の間に激論が交され、決定は翌年に延期されたが、1933年大会において労働組合の経営参加の放棄が確認され、以後その方針が堅持されている。

ここで注意されねばならないことは、労働組合が経営参加を放棄する理由として、「組合役員が理事会に参加すれば、彼らの行動の独立性と自由は危くされるであろう」ということが挙げられるが、それと共に、「完全な労働者管理は産業能率と両立しえない³⁶⁾」と見なす視点、更にその奥には、「産業は共同社会によって支配され、その利益になるように運営されねばならず、そこに雇われている少数者たる労働者によって支配されたり、労働者の利益のために支配されてはならない³⁷⁾」という労働者の利益＝少数者の特殊利益論が存在することである。

このような把握は、初期のウェッブ以来一貫した思想ではあるが、ウェッブにあった三者管理、労働者の経営参加という進歩的側面は否定され、完全に、「能率」を基準とする専門家管理に置換えられている。しかも、公社の理事会の構成を見れば、「公共的利益のために責任を遂行する能力」に基づいて選任される理事も、多様な特殊利害から独立した専門家ではなく、当該産業の旧所有者が圧倒的多数を占めており、例えば、ロンドン旅客運輸局の理事長は、ロンドン運輸事業の実力者、アッシュフィールド卿 (Lord Ashfield) であり、副理事長も地下鉄グループのフランク、ピック (Frank pick) であった。このような実態は第二次大戦後の国有化産業においても同様であり、1958年において、国有企業の理事総数 272 名のうち、会社重役、経営者が 177 名

と圧倒的多数を占めている。³⁸⁾

そもそも、両大戦間とりわけ1930年代における公社の展開は、³⁹⁾財政危機を契機とするものであり、国家財政への負担を軽減するために独立採算制を強制し、公企業の能率的経営を目指すものとして導入されたものであった。それ故に、公社は、労働党の政策遂行のための組織形態であっただけでなく、保守党、自由党更には独占資本の援護を受けることが出来たのであり、国有化を社会主義の基本条件として位置づける視点とは全く異質の体制補強的役割を初めから負わされていたことが確認されねばならない。その指導理念はケインズ理論であり、その制度的側面がモリソン公社論即ち、「能力と経験に基づく経営専門家管理論」であった。

- 1) 鉄鋼業においては、1920年代初頭に「垂直的結合」20年代から30年代においては大企業間の「水平的結合」が、イングランド銀行及び金融機関の援助を受けて進展し、1932年において上位10社が、銑鉄の47%、鋼の60%を支配するに至った。ドイツの、5大企業で銑鉄の86%、鋼の73%という数字に比べ、国際的には不十分とはいえ、1932年の保護関税の採用、1934年のイギリス鉄鋼連盟 (British Iron and Steel Federation) の成立を契機に独占支配体制が確立し、再軍備需要とあいまって利潤は大きく増大していった。(詳しくは、高橋哲雄：『イギリス鉄鋼独占の研究』、ミネルヴァ書房、昭和42年、奥泉清：「1930年代のイギリス重工業の再編＝『計画化』」、桃山学院大、『経済学論集』第5巻第3号、第4号、D. Burn (ed.): The Structure of British Industry, 1958を参照)

一方、炭坑業においては、鉄鋼に比べ集中が大きく遅れ、零細企業が多数存続していたとはいえ、1924年に従業員数が2000～3000人の坑山が92,300人以上が26に対し、1940年には、それぞれ39,6に減り、12の大会社が生産の3分の2を占めるに至った。(D. Burn: op. cit., G.C. Allen: British Industries and their Organization. 3rd ed. 1956, 奥泉清: 前掲を参照)

- 2) 同法の主要内容は次のとおりである。

- (一) ゼネスト、脅迫的争議手段の禁止
- (二) 組合員はその意思に反して政治基金の醸出を強制されない
- (三) 公務員の結社権の制限及び罷業の禁止

- 3) 1926年ゼネストの敗北、27年の労働争議及び労働組合法により労働争議は次表のように激減している。

争議参加人数

喪失労働日

1920 1,920 (千人)

26,568 (千日)

1922	552	19,850
1924	613	8,424
1926	2,734	162,233
1928	124	1,388
1930	307	4,399

Statistical Abstract for the United Kingdom No. 76, p. 113

4) 失業率は以下のとおり

1921	15.6%	1926	14.4%	1931	22.0
1922	14.1	1927	9.2	1932	22.8
1923	11.5	1928	11.6	1933	19.5
1924	9.7	1929	9.7	1934	16.7
1925	11.2	1930	16.2	1935	14.4

A. J. Youngson : The British Economy 1920—1957, 1960, p. 269.

- 5) 議会労働党、労働党執行部、TUC総評議会からなる全国合同評議会は、従来党首マクドナルドの指導力が強く、単なる連絡機関にすぎなかったが、1931年の機構改革により、TUC総評議会から7名、他の二者からそれぞれ3名ずつで構成されるようになり、TUCが過半数を占めると共に、政策立案に指導権を握るようになった。
- 6) M. Cole : The Story of Fabian Socialism, 1961, p. 218.
- 7) Fabian Quarterly, No. 18, 1938, p. 23.
- 8) ICI社長、モンド(Sir A. Mond)とTUC総評議会議長、ターナー(B. Turner)が一連の交渉を行い、TUCは、失業手当の改善、団体交渉権の強化を条件に産業合理化への協力を表明したが、この会談には、イギリス産業連盟(Federation of British Industries)は参加せず、具体化することなく1929年恐慌に直面して崩壊した。
- 9) バロックは、ベヴィンが産業合理化に協力する理由として「多数の雇用者と交渉するより、長期的視野を持ち得る一、二の大会社と交渉することを選んだ」(A. Bullock : The life and Times of Ernest Bevin, 1960, vol. 1, p. 395)ことを挙げおり、産業の独占化に対応する組合の中央集権化という組合指導部の意図が明らかにされている。
- 10) D. Dillard : The Economics of John Maynard Keynes, The Theory of a Monetary Economy, 1948, p. 327, 岡本好弘訳『J. M. ケインズの経済学』, 東洋経済新報社, 改訂版, 昭和44年, 360ページ
- 11) J. M. Keynes : The General Theory of Employment, Interest and Money, 1936, p. 378
- 12) D. Dillard : op.cit., p. 156, 邦訳, 168ページ

- 13) 「(投資の社会化を) 越えて、社会の経済生活の大部分を包括するであろう国家社会主義体制を擁護すべき理由はない。国家が引受くべき重要なものは、生産手段の所有ではない」。(J. M. Keynes : op.cit., p. 378) しかし、ケインズが、「統制、組織化の単位として理想的な規模は、個人と国家の中間にある。……進歩は、国家の枠内における半自治の団体 (semi-autonomous bodies) の成長とその承認の中にある」として、「自己の分野での行動基準をもっぱら公共利益におき、その行動動機から私的利益の追求を排除していかなばならない機関」の活動を重視していたことは、モリソン公社論との接点として重視される。(J. M. Keynes : The End of laissezfaire, Essays, pp. 313—314)
- 14) E. F. M. Durbin : The Politics of Democratic Socialism, An Essay on Social Policy, 1940, p. 288, 社会思想研究会訳『民主社会主義の政治理論』, 社会思想研究会出版部, 昭和32年, 322ページ
- 15) ibid., p. 294, 同上, 323ページ
- 16) ibid., p. 295, 同上, 325ページ
- 17) ibid., p. 298, 同上, 328ページ
- 18) ibid., p. 299, 同上, 329—330ページ
- 19) ibid., p. 301, 同上, 317ページ
- 20) ibid., p. 304—305, 同上, 311—312ページ
- 21) ibid., p. 305, 同上, 318—319ページ
- 22) 1937年に、イギリス共産党、独立労働党、社会主義同盟が結成した統一戦線派の綱領を指す。
- 23) E. F. M. Durbin. op. cit, pp. 314—315, 邦訳前掲, 340ページ
- 24) G. D. H. Cole : Socialist Economics. 1950, p. 7, 名和統一, 小川喜一訳, 『社会主義経済学』, 岩波現代叢書, 1952年, 1ページ
- 25) ibid., p. 53, 同上, 50—51ページ
- 26) ibid., p. 55, 同上, 52ページ
- 27) J. Eaton : Marx against Keynes : A Reply to Mr. Morrisou's "Socialism", 1951, 杉本俊朗, 佐藤金三郎 : 『反ケインズ論』, 新評論社, 昭和27年, 105ページ
- 28) 鉄道、石炭については、その後進性、競争力の脆弱性は明日であるが、鉄鋼については、技術的には遅れていたとは云え、独占支配体制の強化により高い利潤をあげていたものであり、それ故に、独占資本は鉄鋼国有化に反対し、労働党指導部も妥協的解決を計ろうとした。詳しくは、G. W. Ross. op. cit., 参照
- 29) 1930年炭坑法は、生産割当、最低価格の設定、炭鉱再編委員会による産業再編成を中心とするが、地区間の価格競争の存続など効果は必ずしも十分ではなかった。
- 30) I R Cは、合理化、合併のための資金貸付を重点業務として、アメリカ資本の進

出の激しい自動車、電機、電算機部門を中心に資本集中を促進し、1968年にはイギリス系自動車資本の総結集として British Leyland Motors Corporation が生じられた。IRCが関与した合併については独占企業合併法の適用を除外されている。

- 31) D. ジェイは国有化の根拠を次のように述べている。国家財政の援助により産業の赤字を補填し、経営を継続させるなら重大な不況は生じないが、「しかしかかる計画は、完全に無統制で競争的な私的生産者の世界では不可能であろう。……ここに国家によって管理された産業部門があって、金融当局と協力して失業除去に努力するならば、それは大きな成功への道を意味するであろう」として雇用対策と結びつけつつ、同時に経営を大規模化し、能率を向上させるための産業合理化の手段として位置づけている。(D. Jay: The Socialist Case, 1937, pp. 324—331)

これに対し、吉武清彦氏は、30年代に形成されたこのような国有化理念と、第二次大戦後の完全雇用下のイギリス資本主義の現実とのギャップを強調され、国有化政策の長所は「デフレ基調の経済において発揮できる」(吉武清彦:『イギリス産業国有化政策論』, 10ページ) が、実際にはインフレ基調下に移されることにより次のような矛盾を生んだとされる。一、インフレ対策としての低価格政策と国有企業の赤字、二、国有化保証公債の大量発行とその未消化、三、国有化産業のための増税による民間需要の圧迫、四、国内における投資配分のアンバランス。(同上, 229—232ページ) 結論として、「成長理論ならびに投資基準理論あるいは価格理論等の経済理論の近時における著しい発展」(同上, 235ページ) に、時代の要請にマッチした新しい国有化理念探求の可能性を求めている。

確かに、登録失業者は、1938年の171万人に対し、1945年は10.3万人、1947年は26万人と大きく減少し、第二次大戦後においては失業問題は後景に退くが、代って産業合理化の問題が大きくクローズアップされてくる。戦後の植民地支配体制の動揺、世界市場での競争激化に直面して、機械、車輛、金属、化学中心の産業、輸出構造への転換を促進すべく基幹産業の全面的再編が独占資本全体により要請されてくる。その手段が、国有化による大量の公共投資——合理化によるコスト切下——独占資本への商品、サービスの低価格供給であったことを考えれば、吉武氏の言う前記のような矛盾は「政策理念の形成と、現実の資本主義の発展との間に見られる時間的乖離」(同上, 57ページ) によるものではなく、資本主義体制内の国有化に内在必然的なものとして把握されるべきであり、「産業国有化政策が解決しようとしていた諸問題はすでに消滅し、または解決され……」(同上 57ページ) という指摘は、国有化を不況対策、失業克服策として一面的にとらえる所からくる誤りである。

- 32) 労働党だけでなく、保守党、自由党とも公社を主張していた。自由党の公社論に

については、Britain's Industrial Future, the Report of the Liberal Industrial Inquiry, 1928を参照

- 33) H. Morrison : Socialisation and Transport, The Organisation of Socialised Industries with particular reference to the London Passenger Transport Bill, 1933, p. 149
- 34) このような本質規定は公社論において一般的である。例えば、W. A. Robson (ed.) : Problems of Nationalized Industry, 1952, 占部都美、『公共企業体論』, 森山書店, 昭和24年。
- 35) H. Morrison : op. cit., pp. 157—160
- 36) J. Lovell and B. C. Roberts : A Short History of the T. U. C. 1968, p. 151
- 37) E. F. M. Durbin : op. cit., p. 315, 邦訳前掲, 340ページ
- 38) 出身別に見た国有化企業の理事の構成は次のとおりである。

理事総数	272名
会社重役, 経営者	177
官吏	15
労組, 協組, 労働党	47
地主	9
その他	24

(Universities and Left Review. 3rd issue. winter, 1958, p. 45より)

このような実態は、国有化産業における労使関係の悪化の原因となっており、労働者の具体的な不満を調査した報告としては、S. D. Spero : Labour Relations in British Nationalized Industry, 1955が詳しい。

- 39) 1919年, 電気委員会 (Electricity Commission), 森林委員会 (Forestry Commission), 1927年, イギリス放送協会 (British Broadcasting Corporation), 中央電気局 (Central Electricity Board), 1933年, ロンドン旅客運輸局 (London Passenger Transport Board), 1939年, イギリス海外航空公社 (British Overseas Airways Corporation)

結 び

以上で、Fabian Essays in Socialism を中核とする初期のフェビアン主義から、ケインズ理論を主体とする民主社会主義に至るまでの労働党国有化論の変遷とその基本性格を見てきたが若干の総括を行なっておこう。

フェビアン社会主義においては、社会主義の主要担い手が職業的知識人及び新興経営専門家に求められ、資本家の金銭動機とは別の彼らの職業的倫理

の中に社会主義的意識の萌芽が見出された。国有化論においては、リカード地代論の資本、労働への拡大適用により、地代＝不労所得を導き、その廃絶方法として土地、生産手段の公共的所有が社会主義の基本条件として定置された。地代を消費者から収奪されるものとし、それに対抗する組織として消費者協同組合運動、自治体を重視し、労働運動を軽視するという弱点を持ちつつも、社会変革の基本視角として所有問題を位置づけていた点、更に、その後の労働運動の昂揚を背景に、労働者の経営参加とそれによる産業民主主義の拡大をはかろうとしていた点は評価されねばならない。

ところで、労働党国有化論の形成におけるウェッブ夫妻の役割を重視するあまり、第二次大戦後の国有化政策を評価する場合も、彼らの理論を基礎にそれが実施されたとする考え方がかなり一般化されているようである。例えば、遠山嘉博氏は最近の労作『イギリス産業国有化論』において、国有化思想の形成に影響力を持った諸潮流として、オーエンの協調主義、ウェッブ夫妻のフェビアン社会主義、コールのギルド社会主義、モリソンのパブリックコーポレーション論、ケインズの計画化論、非社会主義者の独占論をあげた上で、「この多彩な国有化思想の諸潮流の中でも『ウェッブ＝モリソン』のラインが、主流として一際目立っている。……労働党国有化政策の理論構成に及ぼしたウェッブ夫妻の影響力の大きさは、労働党内部における主流派としての彼らの地位を反映せるものである¹⁾」と結論づけられている。

1918年綱領制定において、ウェッブが主流派をなしていたことは事実であるが、上記のような「所有視角」、「国有企業の三者管理と労働者の経営参加」の提起、更に、ウェッブ自身1930年代において、資本主義と西欧民主主義の危機に直面してソビエト共産主義の礼賛者となったことからしても、第二次大戦後の国有化をウェッブの思想を基礎に実現されたものと見るのは問題である。むしろ、関嘉彦氏が述べているように、「この点において（ソビエト共産主義の礼賛）、ウェッブ夫妻は、労働党に対する初期の貢献は高く評価されるべきであるに拘らず、依然労働党の理論の真の代表者とは称し得ない²⁾」とするのが妥当であろう。

遠山氏も、労働党国有化論に対するケインズ理論の影響を重視され、「しかし『ウェッジ=モリソンライン』の国有化理念も、两大戦間期の世界不況の影響の圏外にはとどまりえず、その基本性格はかなり変えられ、そしてそのまま第2次大戦後の実践に突入した。理念形成過程の最終段階においてケインズ理論の洗礼を受け、それまでの長い発展過程において身につけた社会主義的伝統をかなりあいまいな形にしたままで、実験期に入ったのである³⁾」とされているが、結論的には、「伝統的主流」に対する右からの傍系として位置づけられている点では、やはりケインズの意義を過少評価するものと言わねばならない。更に、伝統的フェビアン主義が、1930年代の危機の中でケインズ理論の中に組み込まれるに至った、フェビアン理論に内在的な要因について触れられていず、それ故に、20年代までのフェビアンと30年代のフェビアンとの関連、30年代のフェビアン国有化論の変質の背後にある継続性が明らかにされていない点で不十分であろう。

両者の関連については次の点が確認されるべきである。伝統的フェビアンにおいては、資本主義の本質は私的所有と自由競争におかれ、社会主義の本質は正しく社会的所有におかれていたが〔その内容については既述のように問題を含んでいたが〕、同時に、自由競争と「産業的個人主義」に起因する弊害、即ち、浪費、金銭動機によるモラルの低下、労働者の貧困、非能率が問題にされ、それに対するアンチ・テーゼとして市民の集団行動、産業に対する国家干渉が「無意識的社会主義」として評価され、更に、近代的独占を「特権の独占ではなく、能率の独占を代表するもの⁴⁾」として積極的に擁護していた。

このような把握はその後のフェビアンに一貫しており、例えば、ケインズ理論をいち早く労働党に導入したジェイ (D. Jay) は、自由競争について次のように述べている。「雇用政策と海外バランスは自由放任的方法とその暴力的なインフレ的及びデフレ的発作にまかされるべきではない。……事実是这样である。もし民主主義が自由競争を終結させることに失敗したら、自由競争が民主主義を終結させるであろう⁵⁾」から、今や、「社会主義と同じく計画化

が必要である⁶⁾」。

自由競争か国家規制＝計画化かと、問題を立てることにより、資本主義か社会主義かという問題を後景に退けるのは彼らの常套のやり方である。このように「所有視角」を意識的に欠落させつつ、独占＝能率論をもって、石炭のように資本集中の遅れた産業分野においては立法的に独占化を推進していく。

このような自由競争＝浪費的非能率という視点と共に、フェビ안의消費者中心主義が引継がれていく。フェビアン地代論に理論的基礎をもつ消費者ないし市民の重視、労働運動の軽視は、第一次大戦前後におけるフェビアンと労働運動指導部の接近によりある程度修正され、労働者の経営参加を認める方向に向かうが、1930年代における危機の中で民主的管理の追求は、完全に「能率論」によって取ってかわられ、消費者・市民＝社会公共の代表というコロモをかぶった経営専門家管理＝モリソン主義が支配的になる。

モリソンの公社論については、ウェッブ理論の延長、その制度的精緻化と評価する考えが一般的であるが、⁷⁾議会、大臣の干渉から自由な自治的企業体としての公社の重視については同じとはいえ、労働者の経営参加の拒否に端的に示されるように、その基準は独占資本のための能率であり、「ケインズの社会主義」の公社論における制度的側面を代表するものとして位置づけられるべきものである。それ故、第二次大戦後の国有化政策を指導した理念は、「ウェッブ＝モリソン」のラインではなく、基本的には「ケインズ＝モリソン」のラインとして把握されよう。そこにおいては、国有化の基準は非能率産業論であり、国有化はケインズ政策の補強物として位置づけられていたのであって、大規模な公共投資による完全雇用と産業の合理化＝能率化がその主要課題として設定される。

1951年の鉄鋼国有化を最後に、第三次労働党政権の国有化政策は終結し、1950年代の後半に入ると、『産業と社会 (Labour Party : Industry and Society, Labour's Policy on Future Public Ownership. 1957)⁸⁾』の発表、1959年の党首ゲイッケル (H. Gaitskell) による党綱領第四項の廃棄提案を契機

に、国有化政策を完全に放棄しようとする動きが主流派の中に表面化してくる。⁹⁾これこそ、労働党国有化論が非能率産業論であり、1951年以後においては、独占資本の抵抗に会わずに国有化出来るほど決定的に非能率的な産業が存在しなくなったという事実の反映であった。

- 1) 遠山嘉博：前掲，86—88ページ
- 2) 関嘉彦：『英国社会主義——労働党の理論家たち——』，弘文堂，昭和27年，74ページ
- 3) 遠山嘉博：前掲，88ページ
- 4) S. Ball : op. cit., p. 6
- 5) D. Jay : Plans and Priorities. in. The Road to Recovery, 1947, p. 13
- 6) ibid., p. 9
- 7) cf., R. kelf-Cohen : Nationalisation in Britain. The End of a Dogma. 1958, chap. 1, 遠山嘉博：前掲，第2章第1節，佐々木弘：『イギリス公企業論の系譜』千倉書房，昭和48年，第13章
- 8) 『産業と社会』においては，所有と経営の分離を確認して，私企業の能率的経営を賞揚しつつ，所得平等化の観点から株式の公有とそれによる「資本利得」の獲得を提起している。国有化については鉄鋼と長距離道路運送の再国有化のみをあげているが，全くつけたしにすぎず，「社会主義への裏切り」として左派からの激しい反発にあった。
- 9) 綱領第四項の廃棄については反対が強く，結局無修正とされた。